

平成 24 年 4 月 19 日

## 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介取扱い状況の認識及び取組方針

原子力損害賠償紛争解決センター

総括委員会

委員長 大 谷 禎 男

委員 鈴 木 五十三

委員 山 本 和 彦

当センターは、平成 24 年 3 月末までに、昨年 9 月の受付開始からの累計で 1590 件の申立てを受けた。平成 24 年に入ってから申立て件数は、1 月 248 件、2 月 355 件、3 月 466 件（月平均 356 件）と増え続けている。被害が甚大でかつ広範に及ぶことを背景として、当センターへの社会の期待の現われと受け止めるが、迅速かつ柔軟な賠償に応じるべき東京電力が法及び原子力損害賠償紛争審査会の一般指針にもとる硬直的な対応を直接賠償で行ってきたことが、当センターへの申立て急増の一因であることは指摘しておかなければならない。

他方、3 月末時点での既済件数（和解成立、取下げ又は打切り）は、86 件であり、また同時点の和解案提示件数（受諾否回答待ち）も 50 件を超え、和解に向けた事件処理のペースも着実に上がってきている。

しかしながら、増え続ける申立て及びそれに伴う未済事件の累積は、現在係属している事件及び今後申し立てられる事件の審理の円滑な進行に深刻な影響を及ぼしつつある。現状では、本年 2 月以降に申し立てられた案件を中心に、審理に大幅な遅れ・滞留が生ずることは避けられない。具体的には、①申立書が提出されても受理手続・担当仲介委員及び調査官の指名にこれまで以上に時間がかかる、②担当仲介委員及び調査官が決まっている案件についても事案の検討が遅れ、口頭審理期日の設定や和解案提示が大幅に遅れる、という事態が生ずる。当センターでは、当初標準的な案件で申立てから約 3 か月での終結を目指していたが、現状では、標準的な案件で申立てから和解案提示まで 5 ～ 6 か月程度はかかるものと予測され、今後も状況によってはさらに長くかかることもありうる。

原子力損害賠償の和解の仲介を適正かつ迅速に行うことを使命とする当センターとしては、このような遅れが生ずることは遺憾な事態であるが、状況を適時にかつ率直にお知らせすることが、その適切な対処方の第一歩として必要であると考えた次第である。

このような事態に対応し、審理のさらなる円滑化・迅速化を実現するため、

当センターとしては、引き続き以下の点に注力する。

- ① 大量の申立てを迅速に取り扱わなければならないことを踏まえ、適正さを確保しつつ、これまでの 7 か月間の和解仲介の経験から得られた手続の効用を活かすことにより、審理の一層の簡素化をはかり、和解案提示のさらなる早期化を目指す。
- ② 案件受理段階での成熟度・難易度・事件類型等に応じた振分けを適切に実施する。
- ③ 当センターで形成された和解の基準（公表される総括基準を含む）及び和解実例を広く周知し、当センターの和解仲介のみならず当事者間の直接交渉にも使えるような措置を講ずる。
- ④ 申立人代理人及び東京電力の迅速審理へのご協力を継続して求める。

以上のような当センターの審理方法改善等の努力を行う一方、東京電力に対しては、前述のような直接交渉における硬直的な交渉姿勢、法及び一般指針にもとる内部的な賠償基準を改めていただき、できるだけ多くの案件が直接交渉で解決するような方策を講じていただくよう当センターとしても要請する。あわせて、代理人の付かない申立てが依然 8 割強を占めることに鑑み、当センターへの申立てにできるだけ多くの案件に代理人を付けていただくよう、弁護士会及び関係各方面に願います。

また、当センターの和解仲介業務を支えるのは、他に弁護士業務をかかえる非常勤の仲介委員及び調査官であるが、申立ての急増に伴い、仲介委員・調査官の負担は既に限界を超えているとも言える状況であり、弁護士業務にも相当のしわ寄せが来ている。したがって、申立ての急増に対応し、当センターが所期の役割を適切に果たせるようにするためにも、当センターの態勢の拡充・整備のための具体的な措置を至急講じることが不可欠であり、上記の取組みを進める上でも重要であると考えられることから、文部科学省ほか政府関係各方面に特段のご配慮をお願いする。

以上の当センター自身及び関係各方面の取組みにより、和解案提示数の飛躍的上昇(本年 5 月には和解案提示を含めた終結 200 件を目指し、以後もその数を増やしていく)及び和解案提示に至る期間の短縮(現在 5～6 か月であるが、これを 3～4 か月にすることを目指す)をはかり、もって案件処理の遅れを極力解消して原子力損害賠償和解仲介の運営の正常化を期する所存である。

引き続き当センターの活動にご理解とご協力をお願いする。

以上

平成 24 年 7 月 5 日

東京電力の対応に問題のある事例の公表にあたっての総括委員会所見

原子力損害賠償紛争解決センター

総括委員会

委員長 大 谷 禎 男

委員 鈴 木 五 三

委員 山 本 和 彦

原子力損害賠償の実現に和解仲介手続を利用することについて、起草者の一人であった我妻榮博士は、「集団的に和解が成立する場合が多いだろう、そして、そういくことがなめらかにいくだろう」と説明した。賠償が、迅速かつ適正に実現されるためには、和解仲介という手続の特徴を十分に活用することが求められる。その主旨は、仲介による紛争解決の基礎である、当事者の合意という要因を重視し、手続の弾力性・柔軟性を発揮することにより、迅速性を確保するとともに、賠償法理・判決予測等を勘案しての合理的で適正な解決を目指すことにある。

このためには、仲介委員の中立・公正な立場からの柔軟な対応が求められるだけでなく、仲介手続に参加する当事者・その代理人においても、手続の進行の迅速性合理性を確保することが当事者にとっての共通の利益であるとの認識が共有され、そのための工夫が払われることが必要である。和解仲介手続を円滑そして効率的に進行させるための問題解決型の協力的志向が求められる。勿論、当事者間には、利害が対立する論点が存在している。和解仲介手続が有効に機能するには、この利害対立の存在を参加当事者が共通の認識とした上で、この点に関する仲介委員による合理的な和解案提案を受けるまでの一連の手続の進行が「なめらかに」行われることが最も望ましい。

これに対し、論点整理を志向しないようなあるいは仲介委員による提案を避けることを目的とするような手続遂行は、和解仲介による迅速・適正な賠償実現を目的とする本センターの仲介手続においては本来的になじまないものであることが理解される必要がある。

このたび公表する和解案を含む仲介手続の審理経過は、賠償義務者である東京電力の手続遂行態度が、和解仲介手続の志向に沿わず、被災者に対する適切な賠償実現を遅延させる結果をもたらすこととなった事例である。

本センターは、仲介業務開始から 10 か月を経たが、当初は、手続参加者の間に、仲介手続を訴訟手続になぞらえて理解し当事者対立構造を念頭において手続を遂行する姿勢がみられた。この姿勢は、現在でも完全には改められては

おらず、仲介手続の進行に関する上述した基本的視点が広く理解されるための努力が現在進行中であるというのが実情である。今回の公表も、申立事案の担当者の個々の行為が非難されるべきという観点からではなく、むしろ仲介手続についての理解の不十分さに基づく実務態度から結果したものであるとの観点から理解されることが、今後の仲介手続の発展において有益であろう。このような実務態度を改める努力は、単一の賠償義務者として、全申立案件について組織的対処が可能な立場にある東京電力において、特に、自覚と実行が求められる。それこそが、未曾有の原子力災害をもたらした東京電力の企業としての社会的責任を果たす所以と解される。

なお、これを機会に、本センターの仲介手続のより有効な活用のために、東京電力・被災者の代理人を含めた関係者全体に対して、和解仲介手続遂行の基本的在り方についての一層の理解と協力を重ねて訴える次第である。

以上